

# 航路標識・情報提供等小委員会の審議結果

---

---

航路標識・情報提供等小委員会

平成29年2月

# (1) 委員 (平成28年12月現在)

## 〔委員〕

浅野 正一郎 情報・システム研究機構国立情報学研究所名誉教授

## 〔臨時委員〕

- ◎ 今津 隼馬 東京海洋大学名誉教授
- 大森 敏弘 全国漁業協同組合連合会常務理事
- 小田 和之 (一社)日本船主協会副会長
- 加賀谷 尚之 (一財)日本海洋レジャー安全・振興協会常務理事
- 小島 茂 (一社)日本船長協会会長
- 蔦井 孝典 (一社)日本旅客船協会副会長
- ( 入谷 泰生 (一社)日本旅客船協会副会長 )
- 内藤 吉起 日本内航海運組合総連合会理事
- 福永 昭一 日本水先人会連合会会長

◎:委員長

【五十音順 敬称略】

※( )内は上記の前任者

## (2) 審議日時及び審議事項

- |     |                           |   |
|-----|---------------------------|---|
| 第1回 | 平成27年10月7日(水) 10:00~12:00 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 航路標識の性能要件</li><li>・ 許可制から届出制とする航路標識の範囲</li><li>・ 情報提供業務等の現状と課題</li></ul>  |
| 第2回 | 平成27年12月4日(金) 10:00~12:00 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 許可標識の管理の審査に関する基準の現状等</li><li>・ 許可制から届出制とする航路標識の範囲のあり方</li><li>・ 海上保安庁における情報提供業務等のあり方</li><li>・ 民間事業者等における情報提供施設の現状等</li></ul>   |
| 第3回 | 平成28年3月11日(金) 10:00~12:00 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 航路標識の許可基準等<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 位置、構造及び設備</li><li>(2) 他人の利益を著しく害すること</li><li>(3) 管理の方法</li><li>(4) 設置・管理の能力</li><li>(5) 届出標識の基準</li></ol></li></ul> |
| 第4回 | 平成28年7月4日(水) 14:00~15:30  | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 航路標識法の許可・届出の基準</li><li>・ 民間事業者等による情報提供のあり方</li><li>・ 海上構築物等への航路標識の設置のあり方</li><li>・ 必要性の低下した情報提供手段の見直しに係る工程等</li></ul>   |
| 第5回 | 平成28年10月5日(水) 14:00~15:00 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 海上構築物等への航路標識の設置のあり方</li><li>・ 民間事業者等による情報提供の要件</li></ul>  |
| 第6回 | 平成28年12月8日(木) 14:00~15:00 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 海上保安庁が整備する航路標識の範囲</li></ul>   |

## 1. 情報提供施設を含む航路標識の設置基準、性能要件

### ① 航路標識法の許可・届出の基準

- ・ 規制範囲は、安全確保のための必要最小限とし、夜標効果及び昼標効果により基準化した。
- ・ 許可又は届出の審査基準は、位置、構造及び設備に関する事項とし、詳細についてガイドラインで解説することとした。
- ・ 基準に満たない施設についても設置・管理のガイドラインを定め、安全指導することとした。

### ② 航路標識の性能要件

- ・ 設置位置、光達距離、灯質等の具体的要件は、わかりやすくしたうえで、公表することとした。

### ③ 民間事業者等による情報提供

- ・ 船舶通航信号所は、情報提供を行う海域内にある船舶の動静を把握したうえで、情報を提供すべき船舶を特定して他船の動向等を国際VHF等により提供又は不特定の船舶に船舶の通航状況の情報を電光表示板等により提供することを基準とした。
- ・ 船舶通航信号所の情報収集・提供方法及び設備は、一定水準を確保することとし、具体的要件を定めた。

## 2. 許可制から届出制とする航路標識の範囲

- ・ 届出制の対象航路標識は、性能要件、地域特性、船舶交通への影響度を踏まえ、灯光及び電波以外の手段を使用するものとした。

### 3. 航路標識の設置を勧告する海上構築物等の要件

- ・ 答申において、設置勧告が「航路標識の配置基準の明確化を図ること」と見直されたことに伴い、航路標識の配置基準について検討した。
- ・ 航路標識の配置基準は、「船舶交通の安全確保のため、どこに、どのような航路標識が必要か」を示すガイドラインとし、対象施設及び明示方法を明確化した。

### 4. 設置勧告の実施に当たっての海域利用者等からの意見聴取方法等

- ・ 答申において、設置勧告が「航路標識の配置基準の明確化を図ること」と見直されたことに伴い、検討対象から除外した。

### 5. その他、制度の運用等に必要な事項

#### ① 海上保安庁における情報提供業務

- ・ 中短波放送、テレホンサービス等の必要性が低下した情報提供手段について、利用者との十分な調整が図られたものから廃止又は集約化することとした。

#### ② 海上保安庁が整備する航路標識の範囲

- ・ 厳しい財政制約下※、安全性と必要性が高く求められ公共性を十分満たすものに厳選し、光波標識の新設は大きな環境変化又は特段の事情がない限り実施しない。ただし、バーチャルAIS航路標識など財政負担の少ない新たな技術は積極的に活用することとした。(※:資料参照)

# 航路標識整備事業費と標識数

